

○国家公安委員会規則第八号

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百八十一号）の施行に伴い、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十二日

国家公安委員会委員長 武田 良太

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(運転適性指導員)</p> <p>第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 法第百七条の二の二第十二号又は法第百七条の五第三号(法第百八条の七第一項に係る部分に限る。)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ハ 〔略〕</p> <p>〔四・五 略〕</p>
改正前	<p>(運転適性指導員)</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 法第百七条の二の二第十一号又は法第百七条の五第三号(法第百八条の七第一項に係る部分に限る。)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ハ 〔同上〕</p> <p>〔四・五 同上〕</p>
備考 表中「」の記載は注記である。	

(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正)

第二条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第一号)の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(指定の基準等)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車免許(以下「大型免許」という。))に係る教習の課程(以下「教習課程(大型)」という。))に係るものに限る。は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次にいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができる免許(仮運転免許(以下「仮免許」という。))を除く。)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。))により行われるものであること。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(大型免許に係る者に限る。))又は届出自動車教習所指導員研修課程(自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。))で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(指定の基準等)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p>

<p>(3) 法第百十七條の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七條の二の二第十二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(5) 「略」</p> <p>「二・三 略」</p> <p>「3～10 略」</p>	<p>(3) 法第百十七條の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七條の二の二第十一号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(5) 「同上」</p> <p>「二・三 同上」</p> <p>「3～10 同上」</p>
<p>備考 表中「」の記載は注記である。</p>	

(運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正)

第三条 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(運転免許取得者教育指導員)

第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、教習指導員資格者証の交付を受けたもの(当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類(原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車等。以下同じ。)に係るものに限る。)又は次の各号のいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という。)を現に受けているもの(免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指導員」という。)とする。

一 「略」

二 次のいずれにも該当しない者

イ 「略」

ロ 法第百七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為

改正前

(運転免許取得者教育指導員)

第二条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第百七条の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為

等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第十一号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

備考 表中「」の記載は注記である。

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

係属引受者の名称又は加入共済の名称		
掛額限度額(円)	個人	円
	写物	円
	車両	円
免状額(円)		円
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
措置	対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等	
法人の代表者及び役員	氏 名	住 所
随伴用自動車		
用自動車		
登録		
番号		
に係る		

- 記載要領
- ※印欄には記載しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
 - 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
 - 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約が随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
 - 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に(両)と、標識の番号を記載するときはその末尾に(標)と、車両番号を記載するときは(台)と記載すること。
 - 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備 考
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第一号(第四系関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※認定証番号	

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします。

年 月 日
公安委員会 殿
申請者の氏名又は名称及び住所
㊟

氏名又は名称	
住 所	
名 称	
所在地	
またる営業所	
安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
その他の営業所1	
安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
その他の営業所2	
安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所

改正後

係属引受者の名称又は加入共済の名称		
掛額限度額(円)	個人	円
	写物	円
	車両	円
免状額(円)		円
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
措置	対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等	
法人の代表者及び役員	氏 名	住 所
随伴用自動車		
用自動車		
登録		
番号		
に係る		

- 記載要領
- ※印欄には記載しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
 - 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
 - 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約が随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
 - 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に(両)と、標識の番号を記載するときはその末尾に(標)と、車両番号を記載するときは(台)と記載すること。
 - 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備 考
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第一号(第三系関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※認定証番号	

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします。

年 月 日
公安委員会 殿
申請者の氏名又は名称及び住所
㊟

氏名又は名称	
住 所	
名 称	
所在地	
またる営業所	
安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
その他の営業所1	
安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
その他の営業所2	
安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所
副安全運転管理者	氏名 住所

改正前

別記様式第三号（第七号関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※再交付月日	

認定証再交付申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定により認定証の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称		認定証の番号	
再交付を申請する理由			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
3 再交付を申請する理由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第二号（第六号関係）

第 号

認 定 証

住 所

氏名又は名称

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定する。

年 月 日

公安委員会 ㊟

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第三号（第六号関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※再交付月日	

認定証再交付申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定により認定証の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称		認定証の番号	
再交付を申請する理由			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
3 再交付を申請する理由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第二号（第五号関係）

第 号

認 定 証

住 所

氏名又は名称

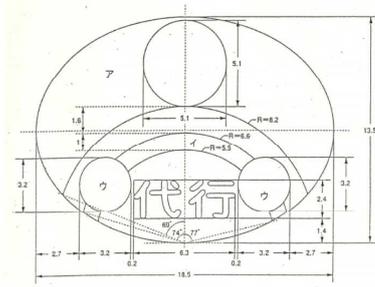
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定する。

年 月 日

公安委員会 ㊟

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第五号（第十四条関係）



- 備考 1 アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
 2 イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材料を用いるものとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 「代行」のそれぞれの文字の線の太さは0.25センチメートル以上とする。

別記様式第四号（第九条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※書換え年月日	

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

公安委員会 殿

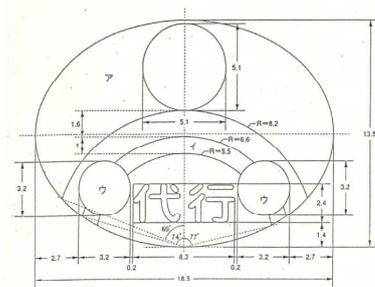
年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	認定証の番号	
変 更 年 月 日			
変 更 事 項	新	旧	
変 更 理 由			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを受けること。
 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第五号（第十二条関係）



- 備考 1 アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
 2 イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材料を用いるものとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 「代行」のそれぞれの文字の線の太さは0.25センチメートル以上とする。

別記様式第四号（第八条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※書換え年月日	

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	認定証の番号	
変 更 年 月 日			
変 更 事 項	新	旧	
変 更 理 由			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを受けること。
 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第六号（第十七号関係）

処分移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 ㊟

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第1項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

氏名又は名称			
住 所			
法人にあっては 代表者の氏名			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認定証の番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
処分に係る事案 の概要			
備 考			

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第六号（第十五号関係）

処分移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 ㊟

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第1項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

氏名又は名称			
住 所			
法人にあっては 代表者の氏名			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認定証の番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
処分に係る事案 の概要			
備 考			

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部改正)

第五条 運転免許の拒否等の処分 of 基準に係る身体の障害の程度を定める規則 (平成十四年国家公安委員会規則第十四号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(身体の障害の程度)</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の121 の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度(次条において単に「身体の障害の程度」という。)は、同条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)別表第一又は別表第二に該当する後遺障害(以下「自賠法後遺障害」という。)であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(身体の障害の程度)</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の120 の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度(次条において単に「身体の障害の程度」という。)は、同条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)別表第一又は別表第二に該当する後遺障害(以下「自賠法後遺障害」という。)であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月三十日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式については、この規則による改正後の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。